

報道関係者 各位

令和 8 年 8 月 27 日

【照会先】

神奈川県労働局 労働基準部 健康課
課 長 柴田 英彦
主任労働衛生専門官 今井 貴久
(電話) 045 (211) 7353

～働く人の健康管理と職場環境の改善に向けた意識高揚や
職場での自主的な活動を促し、健康を確保するため～

令和 8 年度 (第 77 回) 全国労働衛生週間を実施します

準備期間……………令和 8 年 9 月 1 日(火)～ 30 日(水)

本 週 間……………令和 8 年 10 月 1 日(木)～ 7 日(水)

令和 8 年度 全国労働衛生週間のスローガン

**ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに
みんな生き生き健康職場**

全国労働衛生週間は、昭和 25 年の第 1 回実施以来、今年で第 77 回を迎えます。

神奈川県労働局 (局長 宿里 明弘) では、令和 8 年度全国労働衛生週間の実施に向けて、県下 12 の労働基準監督署と共に、事業者と労働者の連携・協力による自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図り、高年齢労働者をはじめとした労働者の健康確保、メンタルヘルス対策、化学物質など有害物対策、治療と就業の両立支援など労働者の健康確保に努めます。(別紙 1)

● 令和 8 年度全国労働衛生週間に関連する神奈川県労働局の主な取組事項

ア 神奈川県労働局幹部職員による(トンネル)建設現場パトロールを 9 月 9 日に実施

イ 労働安全衛生法に基づく化学物質による労働災害防止のための自律的管理について(別紙 2)

ウ 「労働災害防止・安全衛生対策セミナー(第 4 回 & 第 5 回 神奈川県転倒・腰痛災害防止大会)」を 10 月 5 日、11 月 11 日に開催(別紙 3)

エ 「産業保健フォーラム in KANAGAWA 2026」を 10 月 30 日に開催(別紙 4)

オ 同時期(9 月)実施の「職場の健康診断実施強化月間」の周知(別紙 5)

● 県下の労働基準監督署の取組

神奈川県下の１２の労働基準監督署では管轄地域の労働衛生活動を推進するため、以下の日程で地域又は地区の推進大会等を開催し、実施要綱の説明のほか健康の保持増進や労働衛生管理の方法などの特別講演等を企画し、機運醸成に努めます。

日 程	労働基準 監督署名	場 所 (住 所)	特別講演等のテーマ
９月１日 (火)	川崎南	川崎市産業振興会館 ホール (川崎市幸区堀川町66-20)	家族の健康を考える歯の知識の アップデート
９月３日 (木)	横浜南	開港記念会館 講堂 (横浜市中区本町1-6)	若年性認知症支援員の活動に ついて 名刺を作ろう！～人生後半戦 への備え～
９月３日 (木)	鶴 見	鶴見区民文化センター サルビアホール (横浜市鶴見区鶴見中央1-31)	若年性認知症～あなたが・企業 ができること～(仮) 人生100年時代～ウェルビー イング実現のために～
９月３日 (木)	横浜西	男女共同参画センター横浜 (横浜市戸塚区上倉田町435-1)	生きているだけで100点満点！ ～みんながゴキゲンになれるコトバのチカラ～
９月４日 (金)	小田原	青色会館５階 大会議室 (小田原市本町2-3-24)	「高年齢者の労働災害防止のため の指針」の概要と対応 ～ 高年齢労 働者の活躍を促進するために ～
９月４日 (金)	厚 木	海老名市文化会館 小ホール (海老名市めぐみ町6-1)	治療と就業の両立支援について
９月４日 (金)	相模原	相模原市民会館 ホール (相模原市中央区中央3-13-15)	若年性認知症～あなたが・企業 ができること ひと塩、ひと受診、職場を守る 新習慣づくり～みんなで取り 組む減塩とがん検診～
９月７日 (月)	横浜北	横浜市西公会堂 (横浜市西区岡野町1-6-41)	高年齢労働者の熱中症・腰痛対策
９月８日 (火)	川崎北	川崎市高津市民館 12階 大ホール (川崎市高津区溝口1-4-1)	家族の健康を考える。歯の知識 のアップデート！
９月８日 (火)	横須賀	横須賀市立勤労福祉会館 ヴェルクよこすか 6階 (横須賀市日の出町1-5)	高齢者の健康管理と労働災害防止
９月10日 (木)	藤 沢	Fプレイス労働会館 ホール (藤沢市本町1-12-17)	転倒災害防止への新アプローチ ～身体機能から替える転倒予防～
９月11日 (金)	平 塚	平塚市中央公民館 大ホール (平塚市追分1-20)	生きているだけで100点満点！ ～みんながゴキゲンになれるコトバのチカラ～

第77回 全国労働衛生週間

2026（令和8）年10月1日～7日【準備期間：9月1日～30日】

全国労働衛生週間スローガン

ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに
みんな生き生き健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう

- 労働者の健康の保持増進を図るための取組
- 女性の健康課題への取組
- 治療と就業の両立支援対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 個人事業者等の安全衛生の確保に関する取組
- 化学物質による労働災害に関する取組
- 労働衛生3管理の推進等
- 作業内容や働き方に応じた取組
- 作業環境の特性に応じた取組

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

取り組みには、以下の情報や支援をご活用ください。

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。

地域産業保健センター（地産保）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

また、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う「団体経由産業保健活動推進助成金」による支援も実施しています。

■ 産業保健総合支援センター（さんぽセンター）

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei12/>



メール・電話・SNS相談窓口を設置し、メンタルヘルス対策の取組事例などを紹介しています。

■ 働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



治療と就業の両立支援

治療と就業の両立支援指針や企業の取り組み事例、シンポジウムなどの総合的な情報を紹介しています。

■ 治療と仕事の両立支援ナビ

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



化学物質管理

職場の化学物質管理の総合サイト「ケミサポ」や化学物質管理に関する無料相談窓口のご案内などを掲載しています。

■ 職場の化学物質管理の道しるべ「ケミガイド」

<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>



転倒・腰痛予防対策

転倒・腰痛予防対策の参考資料を紹介しています。

■ 「いきいき健康体操」（監修：松平浩）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000895038.mp4>



■ 腰痛を防ぐ職場の好事例集

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001465336.pdf>



SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」

※ に加盟し安全衛生の取り組みを社内外にPRしましょう！



※ 増加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図る活動体です。趣旨に賛同した企業、団体でコンソーシアムを構成し、労働災害問題の協議や、加盟者間の取り組みの共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。

■ SAFEコンソーシアムポータルサイトはこちら
（サイト内から加盟申請もできます）

<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



高齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた取り組みを進めましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html



働き方改革

時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進など働き方改革の推進に役立つ情報を紹介しています。

■ 働き方の現状が把握できる「自己診断」等
（働き方・休み方改善ポータルサイト）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



■ 各種助成金や無料相談窓口の紹介等
（働き方改革特設サイト）

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top>



労働安全衛生調査

事業所が行っている安全衛生管理や、そこで働く労働者の不安やストレスなど心身の健康状態についての調査結果を公表しています。

安全衛生管理の参考資料として活用するとともに、調査対象となった際のご協力をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html



その他

■ 職場における熱中症予防情報

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



■ 職場における受動喫煙防止対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html



■ 労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html



【神奈川】開催日: 9月25日(金)

会場: 産業振興センター 横浜市中区尾上町5 - 80

別紙 2

労働安全衛生法に基づく



化学物質による労働災害防止のための自律的管理について



最新の法改正にも対応

「何を対応すればよいのか分からない」「改正内容を整理したい」という化学物質管理者・事業主のみなさまに向けて、実務に役立つポイントをわかりやすくご紹介します。



開催日・会場

【北海道】10月15日(木) 札幌市教育文化会館
【大阪】10月26日(月) グランキューブ大阪
【福岡】12月2日(水) 博多国際展示場&カンファレンスセンター
【愛知】1月22日(金) ウィンク愛知
【東京】2月2日(火) KFC Hall&Rooms



\\ 全国47都道府県で開催!! 詳細は裏面をご覧ください //

定員

対面 **100** 名 (一部オンライン併用予定)

※募集人数多数の場合、抽選とさせていただきます。

対象

化学物質管理者、事業主等

参加無料!!

主な説明内容

- ☒ 自律的管理の背景と必要性
- ☒ 自律的管理のポイント
- ☒ 2025年の法改正内容
- ☒ 災害事例を交えたリスクアセスメント及びばく露低減措置の考え方と実務

職場での化学物質管理については、国が行う化学品の危険性・有害性の分類(GHS分類)の結果、危険性・有害性があると区分された全ての化学物質を対象として、化学物質の譲渡・提供者が危険性・有害性情報の提供を行い、化学物質を使用する事業者がその情報をもとにリスクアセスメントを実施して、ばく露低減措置を適切に実施する制度(自律的管理)が2024年4月から全面的に施行されています。2026年4月にはその対象物質は約2,900物質まで拡大されました。

また、2025年に公布された労働安全衛生法等の改正法では、危険性・有害性情報の通知(SDSの交付)義務違反に対する罰則(令和12年4月施行)、労働者が化学物質にばく露している程度を把握するための個人ばく露測定は作業環境測定士が行うこと(令和8年10月施行)などが規定されました。

この説明会では、化学物質管理者の方を中心に、自律的管理のポイントや2025年の法改正内容を分かりやすく解説します。ぜひご参加ください。

申込先

<https://forms.gle/9qbxUK14qTwuJE886>

二次元バーコードまたはURLからお申し込みできます!



問合せ先

厚生労働省委託事業 労働安全衛生法に基づく化学物質管理説明会事務局
(受託者:三松堂ホールディングス株式会社)

メールアドレス: j-saito@sanshodo.co.jp 電話番号: 03-6823-5362 担当者: 齋藤

参加費
無料

知って防ぐ、実践して守る—

労働災害防止・安全衛生対策セミナー (第4回神奈川転倒・腰痛災害防止大会)

in 横浜

開催日時

2026

10/5

13:30~15:50



会場

横浜市開港記念会館 講堂

(横浜市中区本町1丁目6-6)

※会場に駐車場はありませんので公共交通機関をご利用下さい。

定員

260名(申し込み先着順)

申込方法

受付サイト(<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/briefings/NTkxNA==/91138c35cfa1435d9e06037030f4d554>)にアクセス、又は二次元コードからお申し込みいただけます。

問い合わせ先

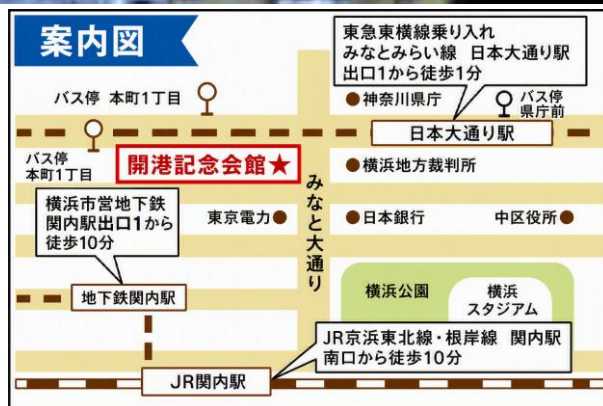
神奈川労働局 安全課 (TEL:045-211-7352)



申し込みはこちら

講演内容は裏面をご参照ください

主催:神奈川労働局

 共催:横浜市健康福祉局健康推進課
 神奈川産業保健総合支援センター


セミナープログラム

特別講演

新・エイジフレンドリー指針から
健康づくりを考える

公益財団法人明治安田厚生財団

体力医学研究所 副所長 甲斐裕子 氏



事例発表

職場に来て目指せ健康！

転カツ・腰カツでいつまでも元気に働く

健康プロジェクト

社会福祉法人愛生福社会

特別養護老人ホーム田谷の里

外部資源を活用した転倒・腰痛災害リスク低減

独立行政法人労働者健康安全機構

神奈川産業保健総合支援センター

知って防ぐ、実践して守る—

参加費
無料

労働災害防止・安全衛生対策セミナー (第5回神奈川転倒・腰痛災害防止大会)

in 湘南

開催日時

2026

11/11

13:30~16:10



会場

茅ヶ崎市民文化会館 大ホール
(茅ヶ崎市茅ヶ崎1-11-1)

※できるだけ公共交通機関のご利用をお願いします。
お車でお越しの際は周辺の有料駐車場をご利用ください。

定員

1000名(申し込み先着順)

申込方法

受付サイト(<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/briefings/NTkxOA==/66a6bea141ae4a39a2d39cafd97fa31>)にアクセス、又は二次元コードからお申し込みいただけます。

問い合わせ先

神奈川労働局 安全課 (TEL:045-211-7352)



申し込みはこちら

講演内容は裏面をご参照ください

主催 神奈川労働局

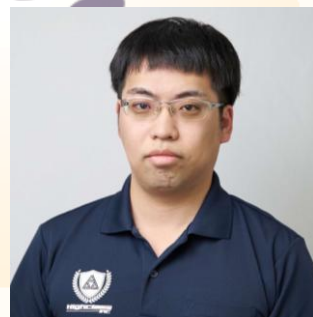
共催 茅ヶ崎市, 茅ヶ崎市教育委員会, 茅ヶ崎医師会
神奈川産業保健総合支援センター

協力 茅ヶ崎歯科医師会, 茅ヶ崎・寒川薬剤師会, 中央労働災害防止協会

セミナープログラム

特別講演

● 最新の研究事例から
転倒腰痛災害防止対策を考える
独立行政法人労働者健康安全機構
神奈川産業保健総合支援センター
産業保健相談員 位高駿夫 氏



事例発表

● 安全を経営に組み込む
～VISIONとともに育てる、平塚の安全活動～

田中貴金属工業株式会社 平塚工場



● バス事業者による安全衛生活動事例
～作業の特性を考慮した動画教材作成による
腰痛予防対策～

神奈川中央交通株式会社

産業保健フォーラム in KANAGAWA 2026

参加費
無料

テーマ

令和時代の新たなメンタルヘルス

日時 令和8年**10月30日 金** 13:00 ~ 16:00 (開場 12:00 ~)

場所 **横浜市市民文化会館 関内ホール** (小ホール)

対象 事業主、衛生管理者、産業保健看護職、産業医、労務管理・安全衛生担当者 等

参加費 **無料** 定員 **260名**

13:00 ~ 主催者挨拶 神奈川健康づくり推進会議 議長
(公社) 神奈川労務安全衛生協会 専務理事・事務局長 **齊藤 裕紀**

13:05 ~ 【特別講演】
(60分) 『**攻めの休養を健康経営に組み込む時代へ**』
一般社団法人 日本リハビリ協会 代表理事
株式会社ベネクス 執行役員 **片野 秀樹 氏**



14:10 ~ 【基調講演】
(60分) 『**AI時代のストレスマネジメント**
~ 20万件のメール相談から学んだこと ~ 』
独立行政法人 労働者健康安全機構 横浜労災病院
勤労者メンタルヘルスセンター長
神奈川産業保健総合支援センター 産業保健相談員 **山本 晴義 氏**



15:10 ~ 15:25 休憩

【報告・お知らせ】

15:25 ~ 全国健康保険協会 神奈川支部より報告 (20分)
「中小企業のメンタルヘルスの現状と協会けんぽの取り組みについて」

15:45 ~ 横浜市 健康福祉局 健康推進部 健康推進課よりお知らせ (5分)

15:50 ~ 神奈川産業保健総合支援センターより事業紹介 (5分)

16:00 終了

主催：神奈川健康づくり推進会議

共催：神奈川メンタルヘルス・治療と仕事の両立支援推進会議

主催構成団体：神奈川労働局・労働基準監督署／神奈川県／横浜市／(独)労働者健康安全機構 神奈川産業保健総合支援センター／
(公社)神奈川県医師会／(公社)神奈川県歯科医師会／(公財)かながわ健康財団／(公社)神奈川労務安全衛生協会／
建設業労働災害防止協会 神奈川支部／陸上貨物運送事業労働災害防止協会 神奈川県支部／港湾貨物運送事業労働災
害防止協会 神奈川総支部／林業・木材製造業労働災害防止協会 神奈川県支部／中央労働災害防止協会 関東安全衛生
サービスセンター／全国健康保険協会 神奈川支部

会場案内

※ 電車・バス等でのご来場をお願いします。



横浜市市民文化会館 関内ホール【小ホール】

(横浜市中区住吉町4-42-1)

電車でのアクセス

- JR京浜東北線・横浜線「関内駅」
北口から徒歩6分
- 市営地下鉄線「関内駅」
9番出口から徒歩3分
- みなとみらい線「馬車道駅」
5番出口から徒歩5分

参加申込み方法

※ 定員に達し次第、申込みを締め切らせていただきます。

ホームページ からの申込みのみ 受付いたします

※ 電話やFAXでの申込みは行っておりません。

神奈川産業保健総合支援センター HP

<http://www.kanagawa.johas.go.jp>

神奈川産保



「研修のご案内」からお申込みください。



お問合せ

独立行政法人 労働者健康安全機構
神奈川産業保健総合支援センター

〒221-0835

横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1 第6安田ビル3階

TEL: 045-410-1160

産業保健フォーラム in KANAGAWA 2026

開催日時	令和8年10月30日(金) 13:00~16:00 (開場12:00)
内容	令和時代の新たなメンタルヘルス 【特別講演】「攻めの休養を健康経営に組み込む時代へ」 一般社団法人 日本リカバリー協会 代表理事 株式会社ベネクス 執行役員 片野 秀樹 【基調講演】「AI時代のストレスマネジメント〜20万件のメール相談から学んだこと〜」 独立行政法人 労働者健康安全機構 横浜労災病院 勤労者メンタルヘルスセンター長 神奈川産業保健総合支援センター 産業保健相談員 山本 晴義 【報告・お知らせ】全国健康保険協会 神奈川支部より報告 「中小企業のメンタルヘルスの現状と協会けんぽの取り組みについて」 横浜市 健康福祉局 健康推進部 健康推進課よりお知らせ 神奈川産業保健総合支援センターより事業紹介
会場	横浜市市民文化会館 関内ホール(小ホール/横浜市中区住吉町4-42-1)
対象	事業主、衛生管理者、産業保健看護職、産業医、労務管理・安全衛生担当者等
定員	260名 (参加無料)
申込フォーム	参加申込はこちら

ここから申込み

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

「健康診断及び事後措置の実施の徹底」、「医療保険者との連携」及び「女性の健康課題に関する理解の促進」等をお願いします

健康診断及び事後措置の実施の徹底

■ **健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。**

一般的に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。

健康診断の実施

○健康診断を実施した後は、その結果を労働者に通知するとともに、事業者もその結果を保存しなければなりません。

健康診断結果の通知 健康診断結果の記録

○有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底しましょう。

健康診断結果についての 医師からの意見聴取

○事後措置は、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な措置（就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等）を実施しましょう。

健康診断実施後の措置

○事後措置を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」をご確認ください。



健康診断結果に基づき事業者が
講ずべき措置に関する指針はこちら

<地域産業保健センターのご案内>

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、**健診結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談**などの対応をしていますので、ぜひご活用ください。



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

■ 医療保険者※¹から健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください。

○保険者は、高齢者医療確保法に基づき特定健康診査・特定保健指導を、健康保険法に基づき保健事業を実施し、労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。

○これらの取組が着実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断結果を求められた場合は、その写しを提供することが事業者には義務づけられていますので、健康診断結果の提供への協力をよろしくお願いします。 ※法律に基づく提供の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。

○厚生労働省では、コラボヘルス※²等の労働者の健康保持増進のための取組に要した費用に対し、エイジフレンドリー補助金で一部補助を行っています。積極的にご活用ください。

※¹：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。

※²：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行すること。

エイジフレンドリー補助金
のご案内はこちら⇒



女性の健康課題に関する理解の促進

■ 女性の健康課題に関する労働者の理解の促進や具体的な相談対応に努めましょう。

- 一般健康診断における問診票に女性特有の健康課題に関する質問が追加されました。 ※³ ※⁴
- 「女性特有の健康課題に関する問診を活用した女性の健康管理支援実施マニュアル～事業者向け～」を活用して、女性特有の健康課題に関して困っている労働者に対する相談等対応、女性の健康課題に関する理解促進のための研修、職場環境改善の取組を進めてください。

※³：【女性の健康問診の位置づけ】女性の健康問診の目的は、事業者には義務付けられているものではなく、女性自身の健康状態への気づきを促し、必要に応じて労働者が医療機関へアクセスできるよう支援することにあります。 また、女性の健康問診の回答は健診機関から事業者へ直接提供されることはありません。

※⁴：令和8年4月28日付け基発0428第14号・保発0428第8号「『定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について』の一部改正について」

女性特有の健康課題に関する問診を
活用した女性の健康管理支援
実施マニュアルはこちら⇒



「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について（項目のみ抜粋）

令和8年8月21日付け基安発0821第2号

【重点事項】

（1）一般健康診断

- ア 一般健康診断の実施、医師からの意見聴取及び事後措置等の実施の徹底
- イ 一般健康診断結果の記録の保存、労働基準監督署への報告の徹底
- ウ 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- エ 小規模事業場における留意事項
- オ 地域保健との連携（コラボヘルス）
- カ 外国人労働者に関する留意事項
- キ 派遣労働者の健康診断
- ク 個人事業者等に関する留意事項

（2）ストレスチェック制度の適切な実施等

（3）健康保持増進措置等の適切な実施

- ア 事業場における労働者の健康保持増進のための指針に基づく措置
- イ 職場におけるがん検診の推進
- ウ 女性の健康課題に関する理解の促進
- エ 口腔の健康の保持増進
- オ 眼科検診等の実施の推進

（4）職場環境に起因する疾病の防止の推進

- ア 騒音障害防止のための取組の推進
- イ 職場における感染症に関する理解と取組の促進

（5）治療と仕事の両立支援の周知

※本月間に係る通知本文をご参照するにはこちらをご覧ください。⇒

